

令和３年栗山町議会定例会 １月臨時会議 会議録

令和４年１月２０日 午前９時３０分開議

１、出席議員は次のとおりである。

１番	藤	本	光	行	君
２番	大	西	勝	博	君
３番	友	成	克	司	君
４番	佐	藤	則	男	君
５番	土	井	道	子	君
６番	佐	藤		功	君
７番	千	葉	清	己	君
８番	三	田	源	幸	君
９番	齊	藤	義	崇	君
１０番	置	田	武	司	君
１１番	鈴	木	千	逸	君
１２番	鷗	川	和	彦	君

２、欠席議員は次のとおりである。

３、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	小	南	治	朗
事 務 局 主 幹	中	野	真	里

４、地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は次のとおりである。

町	長	佐々木	学	君
副 町 長	三	浦	匠	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中	野	和	広 君
栗山赤十字病院改築準備室長兼 新型コロナウイルス対策室主幹	高	野 瀬	大	和 君
まちづくり総括兼経営企画課長	橋	場	謙	吾 君
経営企画課地域政策担当主幹	田	崎		剛 君
福祉総括兼福祉課長	森		英	幸 君
環 境 政 策 課 長	谷	口	良	之 君
建設総括兼建設課長	片	山	伸	治 君
建設課技術担当主幹	野	原		修 君

産業総括兼産業振興課長	高	間	嘉	之	君
ブランド推進課長	高	田	宏	明	君
教 育 長	吉	田	政	和	君
教育総括兼学校教育課長	秦	野	加	寿	彦 君
介護福祉学校副校長					
兼 事 務 局 長	古	田	敏	幸	君
介護福祉学校事務局主幹	高	橋	利	志	意 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第11号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第9号）

議案第12号 令和3年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 栗山町学生寮条例

議案第14号 北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、令和 3 年栗山町議会定例会を再開し、1 月臨時会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 今開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2 番、大西議員、3 番、友成議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会報告より、この度の臨時会の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。会務報告につきましては事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 11 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）、ほか 3 件であります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長並びに教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

さきの定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第 11 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 4、議案第 11 号 令和 3 年度 栗山町一般会計補正予算（第 9 号）について議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第 11 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算第 9 号の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7, 919 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 103 億 2, 256 万 5 千円とするものであります。

補正の主な内容は、2 款総務費におきまして新型コロナウイルス感染症対策費の追加に係る補正であります。

11 款災害復旧費は、生ごみ堆肥化施設の補修等に係る補正であります。

13 款諸支出金は、過年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

〔副町長 三浦 匠君登壇〕

○副町長（三浦匠君） それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。2 款 1 項 23 目新型コロナウイルス感染症対策費の 2 億 6, 651 万 5 千円の補正は、4 ページから 5 ページ中段までとなりますが事業が多岐に渡ることから、内容の説明につきましては、議案第 11 号資料、一般会計歳出、2 款 1 項 23 目補正概要により、ご説明させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、資料の見方ですが、本資料は 23 目新型コロナウイルス感染症対

策費の補正概要を事業別にまとめたもので、表中、左側から順番にナンバー、事業名称、事業概要、節、補正予算額、財源内訳、所管課を掲載しております。

まず、ナンバー１の新型コロナウイルス感染症抗原定量検査費助成事業であります。福祉施設等で感染者が発生した場合や感染不安を抱える方等に対して、抗原定量検査費用を助成する抗原定量検査費用助成事業を栗山赤十字病院へ委託するもので、補正額は１２節委託料で、新型コロナウイルス感染症抗原定量検査１００万円であります。

次に、ナンバー２の公共施設感染症対策支援事業であります。指定管理者に対し、感染症対策等に必要な経費を支援するもので、補正額は、１２節委託料の社会体育施設指定管理業務１４５万１千円ほか付記の指定管理業務の合計４７７万５千円であります。

次に、ナンバー３の福祉施設等緊急対策支援事業であります。新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格の高騰などの影響を受けている、各種福祉施設及び医療機関に対し、支援金を給付するもので、補正額は、１８節負担金補助及び交付金で、福祉施設等緊急対策支援金１，５００万円であります。

次に、ナンバー４の子育て世帯臨時特別給付金拡大事業であります。令和３年度子育て世帯臨時特別給付金の給付対象とならない所得超過世帯の児童に対し１人当たり１０万円を給付するもので、補正額は１９節扶助費で、子育て世帯臨時特別給付金７００万円の追加であります。

２ページをお開きください。

次に、ナンバー５の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国からの臨時特別的な措置として、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり１０万円を給付するもので、補正額は、１節報酬の会計年度任用職員報酬３２万４千円ほか付記の費用の合計１億９，９５４万２千円で、全額国庫補助金により実施するものであります。

なお、本給付事業につきましては２月中旬より案内を開始し、３月上旬から給付を予定するものであります。

次に、ナンバー６の中小企業等事業継続給付金事業であります。長引くコロナ禍による景気低迷や原油、原材料高騰による影響を受ける中小企業者等を下支えするため、既に実施しております同給付金に１０万円を追加給付するもので、補正額は、１８節負担金補助及び交付金で中小企業等事業継続給付金２，０８０万円の追加であります。

次に、ナンバー７の家庭学習用通信環境整備事業であります。各小中学校の休校及び学年、学級閉鎖時の遠隔学習実施に係る物品等を整備するもので、補正額は、１０節需用費でコンピューター用消耗品費３９０万円の追加、１７節備品購入費でコンピューター用備品１０４万５千円の追加であります。

次に、ナンバー８学校保健特別対策事業であります、各小中学校の感染症対策に係る物品等を整備するもので、補正額は１０節需用費で感染症予防用消耗品費７８万円の追加、１７節備品購入費で、施設用備品３３５万９千円の追加で国庫補助金を受けて実施するものであります。

次に、ナンバー９の学校給食費無償化事業であります、小中学生のいる子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和３年度の３学期分の学校給食費を無償化するもので、補正額は１９節扶助費で児童生徒給食費扶助４９８万３千円の追加であります。

最後に、ナンバー１０の北海道介護福祉学校特別会計繰出金事業につきましては、後ほど議案第１２号 令和３年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第４号）でご審議いただきます、北海道介護福祉学校緊急学修環境整備事業他１事業に係る繰出金で補正額は、２７節繰出金で北海道介護福祉学校特別会計繰出金４３３万１千円の追加であります。

以上の各事業に係る財源内訳の国道支出金につきましては、各事業でご説明いたしました国庫補助金のほか、後ほど歳入１５款でご説明いたします、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

以上、２３目新型コロナウイルス感染症対策費に係る補正内容の説明といたします。

議案の方に戻りまして、議案の５ページをご覧ください。

１１款１項１目補助災害復旧費の１８９万２千円の補正は、昨年１１月９日から１０日にかけて発生した豪雨により被災した、中の沢川他２河川及び町道滝下第１支線の災害復旧工事着工準備に係るものであります。

３項２目１０節需用費の３６４万４千円の補正は、本年１月８日に発生した暴風雪により被災した、生ごみ堆肥化施設の上屋シート破損箇所の補修に係る修繕料の追加であります。

１３款１項２目２２節償還金利子及び割引料の７１３万９千円の補正は、疾病予防対策事業費等国庫補助金の令和２年度事業費確定に伴う精算返還金であります。

３ページをお開きください。

次に、歳入であります、１５款２項１目１節総務管理費補助金の４，１２２万９千円の補正は、歳出２款でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る地方創生臨時交付金であります。

２目１節社会福祉費補助金の１億９，９５４万２千円の補正は、歳出２款でご説明いたしました、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る国庫補助金であります。

５目１節教育総務費補助金の２０２万５千円の補正は、歳出２款でご説明いた

しました、学校保健特別対策事業に係る国庫補助金であります。

19款1項10目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の2,371万9千円の補正は、歳出2款でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る繰入金の追加であります。

20款1項1目1節前年度繰越金の1,267万5千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として、追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、千葉議員。

○7番（千葉清己君） 1点質問させていただきます。5ページ、2款1項23目19節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてお伺いをいたします。

該当世帯は何世帯になるのか。それからですね、この要件として21年中に家計が急変して非課税世帯、該当になる世帯とありますけれども、この部分についても何世帯ぐらいを押さえているのか、お伺いをします。

それから、3月から支給を開始するという説明でしたけれども、いつ終わるのかということもお伺いしたいというふうに思います。以上、1点の中の2項目質問します。

○議長（鵜川和彦君） 7番、千葉議員に対する答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉総括兼福祉課長（森英幸君） 千葉議員ご質問の5ページ、2款1項23目19節住民税非課税世帯臨時特別給付金に関わります関係でございます。

まず、対象世帯でございますけれども、基準日がございまして、令和3年12月10日現在における住民税非課税世帯がまず対象ということになりますが、この世帯につきましては、1,896世帯を見込んでいるところでございます。

また、令和3年におきます家計急変世帯の世帯数、これはあくまでも見込みでございますけれども、60世帯を見込んでございまして、合計で1,956世帯ということで、1世帯あたり10万円、給付金といたしまして1億9,560万円を今回、予算計上しているところでございます。

それと、終了時期でございますけれども、これどうしても年度明けになってございますが、9月いっぱいまでということになってございますので、そういうことになってございます。以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員。

○7番（千葉清己君） 9月いっぱいということでしたけれども、早まれば、早まるということに理解してよろしいですか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉総括兼福祉課長（森英幸君） 重ねてのご質問でございますけれども、まず、住民税非課税世帯につきましては、本町のほうでもその世帯は押さえてございますので、いわゆるプッシュ方式、こちらからお知らせして口座の確認等行いながらこちらのほうから振り込みということになりますので、その世帯から例えば、私、必要ありませんということがなければ、この世帯につきましては、早い段階で給付することができる。3月中には給付できるのかなというふうに思っております。そのほか、家計急変世帯につきましては、これは、申請が必要になってきます。こちらのほうでわかりませんので、広報とかで周知した中で申請をいただいて、給付するというかたちになりますので、その最大が9月いっぱいということになりますから、なるべく早い段階でできればいいなというふうに思っております。あくまでも申請行為になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。いいですか。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第11号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第9号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第11号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第12号

○議長（鵜川和彦君） 日程第5、議案第12号 令和3年度 北海道介護福祉学校特別会計 補正予算（第4号）について議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第12号 令和3年度北海道介護福祉学校特別会計補

正予算（第４号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３３万１千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１億２，４８０万２千円とするものであります。

補正の内容は、１款教育費におきまして修学応援給付金事業等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

４ページをお開きください。

まず、歳出であります。１款１項１目１７節備品購入費の８８万１千円の補正は、「ウィズコロナ」に対応した遠隔授業体制の充実のため、普通教室用の大型ディスプレイ、オンライン動画配信用ＡＶミキサー等を購入するものであります。

１８節負担金補助及び交付金の３４５万円は、修学応援給付金に係る補正で、長期にわたる感染予防対策の継続やアルバイトの制限など、引き続き、学修環境に係る学生又は保護者の経済的な負担が生じていることから、その一部を支援することを目的に、１人当たり一律５万円の給付金を支給するもので、親元を離れ、町内で生活をしている学生については、さらに５万円を加算し、計１０万円を支給するものであります。

なお、対象学生につきましては、休学者を除く在学生４４名で、うち加算対象者は、２５名を予定しているところであります。

３ページをお開きください。

次に歳入であります。４款１項１目１節一般会計繰入金の４３３万１千円の補正は、今回の補正予算の財源として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論には入りません。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第１２号 令和３年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第４号）について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。よって、議案第 12 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 13 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 6、議案第 13 号 栗山町学生寮条例を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第 13 号 栗山町学生寮条例の提案理由をご説明申し上げます。

平成 3 年供用開始の北海道介護福祉学校学生寮につきましては、建築後 30 年以上が経過し、施設、設備の老朽化の進行により建物内部の経年劣化が著しいことから、個室及び共有施設、設備等の環境整備を行うため、昨年、9 月議会定例会において、工事費用に係る補正予算の議決をいただき、現在、改修工事を実施しているところであります。

また、先の議会でもご説明いたしましたが、現在、町民組織が主体となり取組が進められております栗山高校女子硬式野球部設立に係る環境整備の一環として、令和 4 年度以降、町外からの栗山高校生徒の受入を開始し、その生活拠点としても活用するなど、今回の改修を機に、本学生寮の有効活用を図るものであります。

これまで、本学生寮につきましては、介護福祉学校の附属施設として位置付けし、その使用料の額及び徴収方法は、北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例で規定しておりましたが、今般の施設機能の拡充に伴い、令和 4 年度以降の入寮要件など、新たに施設の管理、運営に必要な事項を定めるべく、本条例を制定するものであります。

それでは、各条項につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条は、学生寮の設置目的を定めたもので、遠距離により本町への通学が困難な学生又は生徒の居住場所を提供するとともに、秩序ある共同生活を通じ、その健全育成を図ることを目的とするものであります。

第 2 条は、名称、位置及び定員を定めたもので、名称を栗山町学生寮とし、入寮定員を 32 人とするものであります。

第 3 条は、施設の管理及び運営に関する規定であります。

第 4 条は入寮資格を定めたもので、入寮者については、北海道介護福祉学校若しくは北海道栗山高等学校に在籍する者又は入学が決定している者で、遠距離により通学が困難である者、その他特別な理由があると認めた者とするものであります。

第5条は入寮に関する規定、第6条は退寮に関する規定を、それぞれ定めたものであります。

第7条は寮費について定めたもので、寮費を月額6万円とし、併せて、冬期間の加算額を2千円とするものであります。

なお、寮費の額につきましては、学生寮使用料及び食費の合計額相当としたものであります。

第8条は寮費の還付に関する規定であります。

第9条は退寮時の原状回復の義務に関する規定、第10条は建物、設備等の損傷又は滅失に対する賠償義務に関する規定を、それぞれ定めたものであります。

第11条は入寮許可の取消し等に関する規定、第12条は一時帰宅に関する規定、第13条は入寮規程等の遵守に関する規定を、それぞれ定めたものであります。

第14条は条例施行に関する委任規定であります。

附則第1条につきましては、施行日を定めたもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

附則第2条につきましては、経過措置を定めたもので、令和3年度及び令和4年度における北海道介護福祉学校入学者の寮費の額は、従前と同様とする特例措置等を規定するものであります。

附則第3条につきましては、北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部改正で、これまで当該条例で規定しておりました学生寮使用料に係る関係条項等を廃止するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番、齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） 補正のときも質問したので、簡潔に2点に絞って質問したいと思います。

この条例を解釈すると、自分も当然学生寮があるというのが、学校なり、この専門学校の強みだというふうに理解したので予算もよいのではないかなっていうふうな根本的な解釈を持っています。

それで、第4条にある事柄の一つ二つと分けてありますが、よくある話で、専門学校生が優先なのか、高校生が優先なのか、それとも野球をやる女子のほうが優先なのかということで、もし、これが切り札のひとつとなつてですね、栗山高校の人でも来たよとか、専門学校生も改めて努力されているのを我々もわかっていますから、来た場合、優先順位の規定とか運用の規定、それから、寮費のほうも全協で説明いただきましたけれども、やっぱりせっかくやるなら、うちの町には基金も積ま

さっていたり、学校の児童とか生徒とかに奨励するいろいろな施策、充実してうっているのも、もし、お話しいただけるのであれば、2点目としては、今後、運用していく方針を第7次の計画もありますので、そのちょっと膨らませたそういう包括的な運用の仕方とか方向とかを少し聞けたらいいなと思うのですが、2点お願いします。

○議長（鵜川和彦君） 9番、齊藤議員の質問に対する答弁に入ります。

教育総括。

○教育総括兼学務課長（秦野加寿彦君） ただいま、齊藤議員から質問をいただきました4条の関わりでございます。現状を鑑みまして、学生寮定員32人ですが、現状、半数を割るような入寮状況でございます。

今回、介護福祉学校の学生寮の有効活用ということを含めて、新たに栗山高等学校の入寮についても新たに検討し、提案させていただくものでございます。

現状といたしましては、32名定員中、介護福祉学校16名、栗山高等学校16名ということで、一応2階、3階に分かれている状況でございますので、これを原則にとりあえず、令和4年度については行ってまいりたいというふうに思っております。

今後、栗山高校の女子野球部を中心に新たに増えるかたちになりまして、優先順位等になりましたら、基本的には、介護福祉学校中心にもし、栗山高等学校が増えるということであれば、ほかにも寮の考え方ですとかっていうことは7次総合計画のほうでも検討していかなければならない案件かなというふうに思っているところでございます。

2点目、寮費についてでございます。寮費につきましては、一応6万円ということで現状させていただきますが、今回新たに入寮を検討させていただいております栗山高等学校の方に関しましては、現在、本町で取り組んでおります栗山高等学校の支援検討のほうで新たにその部分を充当し、令和4年度予算に改めて計上させていただき、特別委員会のほうで検討していただくよう提案を予定しておりますので、その際にご説明させていただきます。以上です。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○7番（齊藤義崇君） 再質問ではないですけど、くれぐれも偏った使い方にならないように。よくよく考えてみると、この学生寮がうちの町にあるということは、すごく良いことで、すごく支持していきたいし、いいことだなと実感していますけれど、なんかこう、考え方によると野球の関係から始まった案件にも思えるので、決してその、そういったときに差別とか、不自由している人に寮に入りたいよという人がいれば、うちのまちの高校は普通科なので、きちっと入寮者が増えるかもしれないので、そういった使い方をくれぐれもお願いしたいなと思います。

お願いをして質疑をやめます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 13 号 栗山町学生寮条例について原案に賛成のみさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第 13 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 14 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 7、議案第 14 号 北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第 14 号 北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、北海道介護福祉学校の学生確保対策として、道内自治体を対象として取り組みます介護人材確保に関する自治体包括連携協定の推進にあたり、連携自治体からの推薦による出願者の入学検定料等を優遇するため、関係規定を改正するものであります。

改正内容につきましては、入学検定料等を定める別表を改めるもので、連携自治体から推薦を受けた出願者については、入学検定料を無料とし、また、入学金につきましても、一般出願者の 15 万円に比して、5 万円と優遇するものであります。

また、併せて、町内在住の出願者の入学検定料及び入学金につきましても、連携自治体からの出願者と同額とするよう改め、これまで以上に入学がしやすい環境を整備するものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木千逸君） 非常に効果が出ている仕組み、AO入学のほうですね、効果が出ているということは、良かったなというふうに思っています。

それに倣って地域連携というかたちでですね、提携を結んでいった自治体とこのようなかたちで、優遇したかたちで生徒の入学料ですね、便宜を図るというのは、これはこれで非常にいいことだなというふうには思っておりますけれども、計画といいますか、計画値といいますか、今、介護学校、生徒確保に非常に苦慮していらっしゃるの承知しておりますけれども、これをもってどの程度生徒を確保するかという計画が今現在で、ぼんやりしたもので構わないですけれども、おありでしたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 11番、鈴木議員の質疑に対する答弁に入ります。

事務局長。

○介護学校副校長兼事務局長（古田敏幸君） 鈴木議員のご質問でございますが、現在のところ実際に栗山町のほうと介護人材の確保に関して連携をしていきたいとご要望をしている自治体も実際にいくつかございまして、初年度におきましては、概ね当初では5、4年度末に向けては10程度まで拡大できればというふうに考えております。

その中で最終的に3年程度の中で、20自治体ぐらいまで拡大をしていければ、その中で5人、10人、20人と各自治体のほうからですね、人材を発掘、本校のほうへ送り出しをしていただけると、学生確保につながってまいるかというふうに考えております。こういった数値を目標にですね、当面努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 鈴木議員。

○11番（鈴木千逸君） 段階的にということで、今、それほど具体的なものってというのはまだおつくりになっていないのかなとは思いますが、心構えといいますか、意気込みといいますか、一つの仕組みとしては非常に効果があるのではないかなと期待はしております。ただ、やり方がこういうふうにしただけで、上乘せにならないと、なんにも意味がないので、是非とも現状のですね確保の仕組みはそのままに、プラスオンでですね、この仕組みが生徒確保につながるように期待しております。

以上で質疑を終わります。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第14号 北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第14号は、原案どおり決定をいたしました。

◎閉会の宣言

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会1月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議規則第7条の規定により、令和3年定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和3年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会をいたします。

閉会 午前10時11分